

(案)

港湾環境整備負担金の負担対象工事の指定に関する付属資料

令和6年11月

目次

- 1 港湾環境整備負担金制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 概要
 - (2) 仕組み
 - (3) 徴収手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 令和6年度港湾環境整備負担金（案）・・・・・・・・・・ 3
 - 負担対象工事内訳表
- 3 令和6年度港湾環境整備負担金の負担対象工事の例・・・・・・・・ 4
 - (1) 「港湾環境整備施設の建設又は改良の工事」の例
 - (2) 「港湾環境整備施設の維持の工事」の例・・・・・・・・ 5
 - (3) 「港湾における漂流物の除去その他の清掃のための工事」の例・・ 6

横浜港港湾管理者
横浜市

1 港湾環境整備負担金制度

(1) 概要

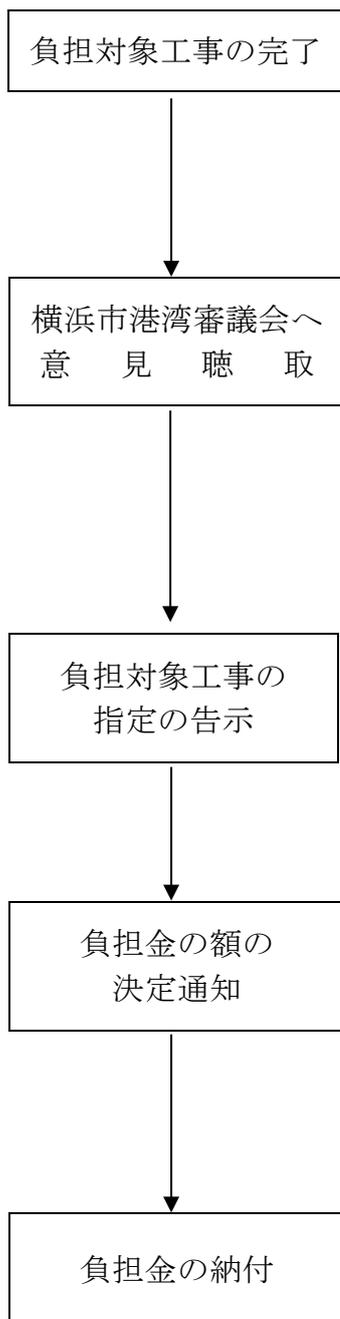
港湾管理者が、港湾の環境を整備し、又は保全することを目的として実施する港湾工事に要した費用の一部について、臨港地区又は港湾区域内に立地する事業者（敷地面積1万平方メートル以上）に負担を求める制度です。（昭和48年7月港湾法一部改正により創設）

負担金徴収に関し必要な事項は、港湾法第43条の5第1項の規定に基づき、横浜市が定めた横浜市港湾環境整備負担金条例（以下、「条例」という。昭和55年3月制定）に規定しています。

(2) 仕組み

負担対象工事	負担区域	負担対象事業者	負担金の計算式
港湾環境整備施設の建設又は改良の工事 《条例第4条第1項第1号》	臨港地区	工事完了日に負担区域内における工場又は事業場の敷地面積の合計が1万平方メートル以上の事業者	負担対象額 ＝負担対象工事に要した費用×負担の割合 各事業者の負担金 ＝負担対象額×各事業者の事業場面積 ÷事業者全ての事業場面積 (設置予定区域面積含む)
港湾環境整備施設の維持の工事 《条例第4条第1項第2号》	臨港地区	上記と同じ	負担対象額 ＝負担対象工事に要した費用×負担の割合 各事業者の負担金 ＝負担対象額×各事業者の事業場面積 ÷事業者全ての事業場面積
港湾における漂流物の除去その他の清掃のための工事 《条例第4条第1項第5号》	臨港地区 及び 港湾区域	上記と同じ	負担対象額 ＝負担対象工事に要した費用×負担の割合 各事業者の負担金 ＝負担対象額×各事業者の事業場面積 ÷事業者全ての事業場面積

(3) 徴収手続き



○令和6年度指定の対象となるのは、令和6年3月31日までに完了した負担対象工事

○市長は条例第4条第1項の規定により負担対象工事を指定しようとするときは、条例第12条の規定に基づき、あらかじめ、横浜市港湾審議会の意見を聴かなければならない。

○条例第4条第2項の規定に基づき、負担対象工事の指定の告示を行う。

○負担対象事業者に対して、条例第7条第1項の規定に基づき、負担金の額の決定通知を行う。

○負担対象事業者は、条例第7条第2項の規定に基づき、指定する期日までに負担金を納付する。

2 令和6年度港湾環境整備負担金（案）

負担対象工事内訳表

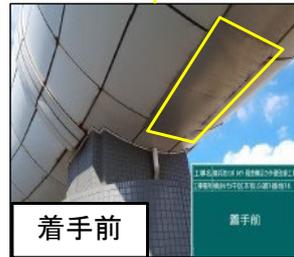
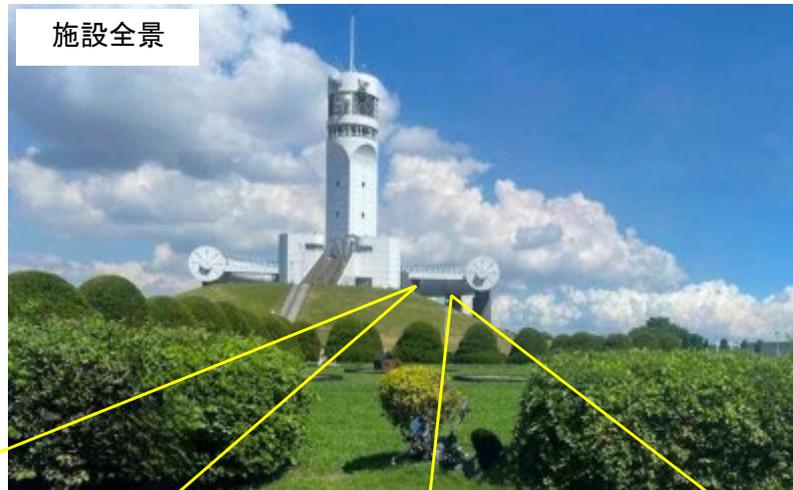
工事の種類	工事の名称	工事が実施された場所		工事に要した費用（円） (A)	負担の割合 (B)	負担対象額（円） (A) × (B) = (C)	負担対象事業者の工場又は事業場の敷地面積の合計(m ²) (D) / 負担区域内にある工場又は事業場の敷地の面積等の合計 (m ²) (E)	負担額(円) (C) × (D) / (E)	
港湾環境整備施設の建設又は改良の工事 (条例第4条第1項第1号)	緑地の改良の工事	本牧ふ頭地区	横浜港シンボルタワー	37,609,000	1/8	4,701,125	$\frac{18,596,121}{27,384,979}$	<u>4,288,431</u>	
		内港地区	臨港パーク駐車場	6,982,525	1/16	436,408			
			国際交流ゾーン	18,843,000		1,177,687			
		小計			<u>63,434,525</u>	-			<u>6,315,220</u>
港湾環境整備施設の維持の工事 (条例第4条第1項第2号)	緑地の維持の工事	大黒ふ頭地区	大黒ふ頭中央緑地	2,764,943	1/2	1,382,471	$\frac{18,596,121}{27,015,063}$	<u>17,577,839</u>	
			大黒ふ頭西緑地	279,200		139,600			
		神奈川地区	出田町ふ頭緑地	188,199		94,100			
		山下ふ頭地区	山下ふ頭緑地	191,400		95,700			
		本牧ふ頭地区	本牧ふ頭緑地	479,600		239,800			
		金沢地区	金沢木材ふ頭緑地	6,086,601		3,043,300			
		鶴見地区	末広水際線プロムナード	5,891,275	736,409	1/8			1,735,379
		本牧ふ頭地区	横浜港シンボルタワー	13,883,031	199,380				
		内港地区	大黒ふ頭・本牧ふ頭・磯子地区	大黒・本牧・磯子海づり施設	1,595,042	1/16			5,119,565
				臨港パーク	81,913,036				3,097,330
				日本丸メモリアルパーク	49,557,285				1,867,044
				赤レンガパーク	29,872,698				562,329
				新港パーク	8,997,263				300,100
				新港中央公園	4,801,603				265,549
				汽車道	4,248,777				275,728
				運河パーク	4,411,646				218,989
				山下臨港線プロムナード	3,503,824				961,136
				象の鼻パーク	15,378,176				465,031
		金沢地区	金沢白帆緑地	7,440,491	4,736,839				
			八景島緑地	75,789,421					
小計			<u>317,273,511</u>	-	<u>25,535,779</u>				
港湾における漂流物の除去その他の清掃のための工事 (条例第4条第1項第5号)	海面清掃	港湾区域	港湾区域全域	184,050,203	1/2	92,025,102	$\frac{19,460,779}{28,340,431}$	<u>63,191,705</u>	
		小計		<u>184,050,203</u>	-	<u>92,025,102</u>			
合計				<u>564,758,239</u>	-	<u>123,876,101</u>		<u>85,057,975</u>	

- ※ 端数処理の関係で小計・合計の下一桁が合わないことがあります。
- ※ 面積は小数点以下を切り捨てて表示しています。
- ※ 緑地の改良の工事とは、施設の機能を増進させる工事です。
- ※ 緑地の維持の工事とは、施設の修繕、清掃及び除草等の維持管理です。

3 令和6年度港湾環境整備負担金の負担対象工事の例

(1) 「港湾環境整備施設の建設又は改良の工事」の例

- ・横浜港シンボルタワー展望台の老朽化した外壁の改修工事



(2) 「港湾環境整備施設の維持の工事」の例

- ・緑地補修工事（末広水際線プロムナード）



(3) 「港湾における漂流物の除去その他の清掃のための工事」の例

・海面清掃

